

企画競争説明書

業務名称： インドネシア国ジャカルタ漁港及び地方漁港の運営改善・改修に係る情報収集・確認調査

案件番号： 180604

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年1月16日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年1月16日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国ジャカルタ漁港及び地方漁港の運営改善・改修に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雑型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年3月中旬～2019年10月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年1月23日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月28日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年2月1日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

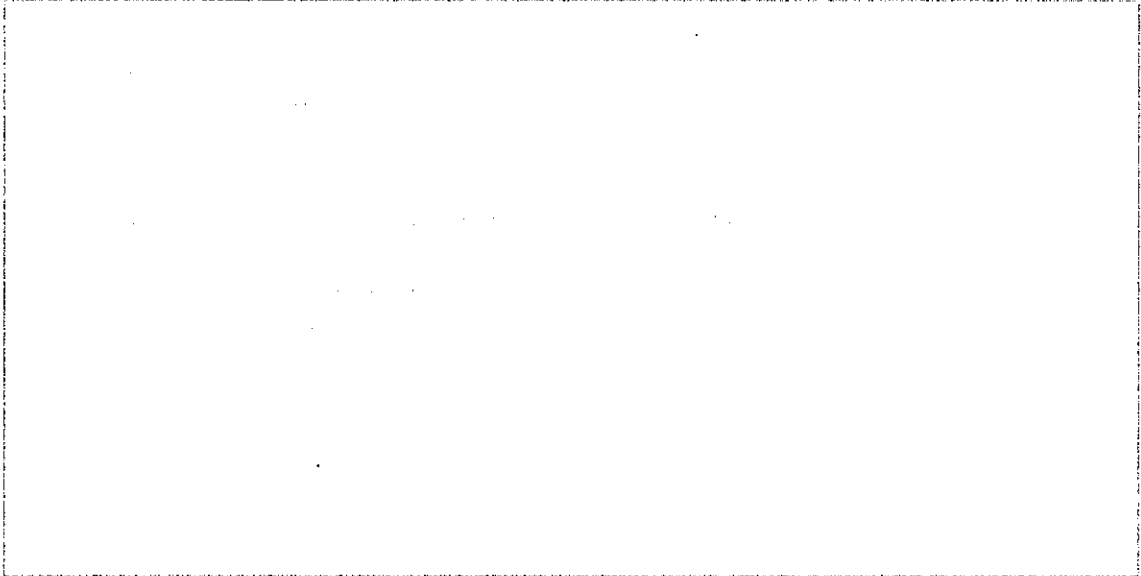
c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

企画競争説明書第3章3. 調査実施上の留意事項（1）調査対象地域の地方漁港に記載する調査

企画競争説明書第4章 5. 現地再委託に記載する調査（第3 4. 調査の内容【第一回現地調査】（1）情報収集・調査・分析の1）2）3）5）6）を対象とする。）



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) IDR 1 = 0.007610 円
- b) US\$ 1 = 110.882000 円
- c) EUR 1 = 126.057000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任/水産開発・漁港管理
- b) 水産流通・水産施設
- c) 港湾土木

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.28 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月18日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：漁港・水産施設の計画設計にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／水産開発・漁港管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

1) 類似業務の経験：水産開発・漁港管理にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：評価せず

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産流通・水産施設】

1) 類似業務の経験：水産流通・水産施設にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾土木

】

- 1) 類似業務の経験：港湾土木にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

インドネシア国ジャカルタ漁港及び地方漁港の運営改善・改修に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/水産開発・漁港管理	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	0.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 水産流通・水産施設	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 港湾土木	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）は、世界第2位の長い海岸線及び世界第3位の排他的経済水域（EEZ）を保有し、豊富な海洋水産資源に恵まれており、その取扱い量は年間22万トンを超える。インドネシア政府は「海洋国家構想」を掲げるとともに、海洋における法の支配、持続的な海洋水産資源を元にした経済発展、さらに海洋国家としての国際的プレゼンス向上を重要戦略と位置付けている。

インドネシア政府は、インドネシア最大の漁港であるジャカルタ漁港（円借款事業2012年完成）を戦略的に重要な漁港に位置付けている。現在200社を超える水産業者（加工業者・冷凍施設）、4.6万人の労働人口を抱える漁港に成長しており、インドネシアの水産業の振興に貢献している。同漁港の適切な運営はインドネシア水産業にとって重要であるが、施設の老朽化に加えて、ジャカルタ都市部の過度な地下水の汲み上げによる地盤沈下等により、主要施設において、沈下の進行や浸水による機能低下が問題となっている。地盤沈下が進行し続けており、今後十数年で既存の岸壁が水没するとの指摘もなされている。同漁港の成長とともに、増加し続ける遠洋漁船による港内混雑の悪化、荷揚げ効率の悪化、停泊中の船舶からのゴミ投棄・廃油の流出による港内水質の悪化も問題視されている。

これら課題のうち地盤沈下に関しては、公共事業・国民住宅省（以下「PU」という。）、国家開発企画庁（以下「BAPPENAS」という。）、ジャカルタ特別州政府（以下「DKI Jakarta」という。）が、国家首都統合沿岸開発計画（National Capital Integrated Coastal Development。以下「NCICD」という。）の下での改善を推進しており、ジャカルタ漁港も対象に含まれている（NCICDについては、下記3（6）4）参照）。現在同漁港の東西の護岸の外側にNCICD計画により追加の防潮堤が整備され、更に2030年以降には、ジャカルタ北部の沖合を囲う巨大防潮堤が整備される予定である。

一方、同漁港内の問題解決に向けては、海洋水産省（Ministry of Marine Affairs and Fisheries。以下「KKP」という。）も、同漁港の在り方の将来像を描いた上での改善・改修を展開すべく、2030年までを対象とした中期計画National Fisheries Center Muara Baru Development Plan（以下、「Development Plan」という。なお、Muara Baruはインドネシアにおけるジャカルタ漁港の別名。）を策定の上、同計画に基づく施設の改善・改修等を順次行っていくことを計画している。かかる状況の中、KKPは自己資金でローカルコンサルタント（以下、「KKPコンサルタント」という。）を雇用し、2019年7月までに漁港の改善・改修プランに関するFeasibility Study（以下、「F/S」という。）を完了する予定。

上記の背景のもと本調査では、JICAが今後、ジャカルタ漁港を含むインドネシアの水産分野の協力の可能性、及び実施中の協力事業（無償資金協力「離島における水産セクター開発計画」等）の効果の更なる発現に向けたインプットを検討するため、情報収集・分析を行う。また、本調査の成果に関しては、水産分野における今後の協力の可能性等について、JICAがKKPと協議を行う際の基礎資料として活用されるものである。

2. 調査の目的

- (1) JICAのインドネシア水産セクター開発における協力の可能性及び実施中案件の効果の更なる発現のための手法を広く検討するため、ジャカルタ漁港や地方漁港の状況や水産流通の現状等に係る情報収集・分析を行う。
- (2) ジャカルタ漁港におけるJICAによる協力の可能性を検討するため、ジャカルタ漁港の現状・将来予測等に係る情報収集・分析を通じて、同漁港の課題・問題点を整理するとともに、短期・中期的に解決すべき喫緊の課題につき必要な運営改善・改修案を検討するために必要な情報を収集する。

3. 調査実施上の留意事項

(1) 調査対象地域

- ジャカルタ漁港
- 地方漁港

ジャカルタ漁港の混雑緩和を念頭に、一部漁船を移転させる候補先になり得ると考えられる以下の地方漁港のうち、計5漁港及び周辺施設を訪問し、現状と課題を視察する。5漁港は、以下①の2漁港 [Cirebon/Karangatu] に加え、②及び③の漁港のうち、下記4. 調査の内容【第一回現地調査】(1) 1) 及び2) の水産流通及び漁船の登録情報の収集・分析の結果を踏まえ、移転先の候補として適当と考えられる漁港3漁港をJICA及びKKPと協議のうえ決定する。

- ① 西ジャワ州 [Cirebon/Karangatu]
- ② (輸出拠点となり得る漁港) [Medan (北スマトラ州) / Bitung (北スラウエシ州) / Bungus (西スマトラ州)]
- ③ (漁業が盛んな漁港) [Ambon (マルク州) / Tual (マルク州) / Kendari (南東スラウエシ州)]

(2) 調査の概要

調査の概要は以下のとおり。詳細は「4. 調査の内容」を、調査項目に係る留意事項は「3. (5) 調査手法・調査項目」を参照のこと。

- ジャカルタ漁港及び漁船の移転先として検討される地方漁港に係る改善・改修を要する施設及び運営体制・維持管理上の課題に係る情報収集・課題分析
- ジャカルタ漁港における自然条件調査及び既存資料収集分析により、地盤沈下、泊地内の堆積などの状況、高潮、洪水、波浪などの海象状況及び自然災害(地震、津波)の発生規模について提案
- ジャカルタ漁港における漁業活動、水揚げ量、漁獲物取扱量、入場者数等に係る将来予測
- ジャカルタ漁港の運営改善・改修に向けた対応策の検討(但し、今後KKPが自己資金で追加的に行う可能性あり)

コンサルタントは以下の課題(以下、「ジャカルタ漁港の基本課題」という。)への対策について本調査にて提案すること。

- 1) 地盤沈下に係る対策
 - ① 高潮対策(北側)
 - ② 洪水対策(排水施設)
 - ③ 岸壁
- 2) 漁船の管理に係る改善策

- ① 港内係留地の漁船の混雑緩和
- ② 地方漁港への漁船移転
- 3) 港内施設の改善・改修
 - ① 汚水処理施設
 - ② 港内係留地の海水水質改善
- 4) その他KKPが希望するユーティリティ（例：電気、上水、廃棄物等）の改善（利用状況の調査結果を踏まえ、必要と認められる場合は、まずはJICAと相談・調整すること）

(3) 主な調査対象機関

インドネシア海洋水産省（KKP）、PERINDO（水産公社）、公共事業・国民住宅省（PU）、国家開発企画庁（BAPPENAS）、ジャカルタ特別州政府（DKI Jakarta）

(4) 本調査実施体制

本調査のカウンターパートはKKPで、本調査の関連部署は以下のとおり。留意点として、本調査は複数の総局が関連することもあり、KKPとの協議や調整においては、漁港関係者のみならず、本省関係者を含めて行う必要がある。また、KKPは、Development Planを策定するためのタスクフォースを2月までに設置予定のところ、同タスクフォースからも適宜情報収集を行うこと。

	KKP内の担当部署
情報収集	
(1) 水産セクター	DG of Capture Fisheries
(2) 水産流通	DG of Product Competitiveness DG of Capture Fisheries
(3) 漁船管理	DG of Capture Fisheries
(4) 地方漁港	DG of Capture Fisheries
(5) NCICD	DG of Marine Spatial Management
ジャカルタ漁港の基本課題	
(1) 地盤沈下に係る対策	
① 高潮対策	DG of Capture Fisheries and DG of Marine and Spatial Management
② 洪水対策	DG of Capture Fisheries
③ 岸壁	DG of Capture Fisheries
(2) 漁船管理に係る改善策	
① 港内係留地の漁船の混雑緩和	DG of Capture Fisheries DG of Marine and Spatial Management
② 地方漁港への漁船移転	DG of Capture Fisheries
(3) 港内施設の改善・改修	
① 汚水処理施設	DG of Capture Fisheries
② 港内係留地の海水水質改善等	DG of Capture Fisheries
(4) その他ユーティリティ	DG of Capture Fisheries, PERINDO

(5) 調査手法・調査項目

上記2. 「調査の目的」に記載した本調査の目的を達成するために、コンサルタントは本特記仕様書及び配布資料の内容を十分に確認のうえ、効率的かつ効果的な調査の実施方法を検討し、技術提案書に記載、提出すること。本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目や手法があれば、プロポーザルに記載して提案すること。なお、各調査項目に係る留意事項は以下のとおり。

1) 地盤沈下予測に際しての留意点

ジャカルタ漁港の最大の課題は、地下水の汲み上げによるものと考えられる地盤沈下である。調査上の留意点は以下のとおり。

- ジャカルタ漁港内に設置されている基準点（円借款リハビリ事業により、2009年に二重管式で基礎深さ300m地点に設置された）における目視によれば、2009年からの9年間で45～50cm沈下している模様（沈下量約5cm/年ペース）。但し、同基準点の設置時の状況が不明であるところ、基準点周辺の沈下は毎年5cmのペースを上回る可能性もある。従って、設置時の状況を確認したうえで、水準測量を実施して調査すること。
- NCICDでは、7.5cm/年の沈下を所与の条件としているが、これはジャカルタ北部全体の広範囲（ジャカルタ漁港に限定しない）の地盤沈下を代表する指標であり、沈下速度は場所により異なるものと考えられる。
- バンドン工科大学が漁港内に4か所の水準点を設けて毎年沈下をモニタリングしているところ、必要に応じて、同大学からもデータを入手し、沈下状況を分析すること。
- JICAが実施中の「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」（実施機関：PU水資源総局）からも必要に応じて情報収集を行うこと。
- ジャカルタ漁港全体の地盤及び構造物の水準測量を実施し、2009年に円借款で設置した基準点等、過去の水準測量データと比較の上、地盤沈下量及び地盤沈下速度を分析すること。加えて、上述の調査結果を踏まえ、地盤沈下の状況及び将来の状況を予測し、計画の基準とすべき地盤沈下量、速度を設定すること。

2) 漁港岸壁

- 既存の岸壁は2012年完工のリハビリ事業において、HWL（High Water Level）から+2.8mで嵩上げしている。仮に上記（6）1）のとおり、沈下速度が5cm/年である場合、岸壁は2034年にHWL時に冠水することが予測される。従って、沈下の進行に伴い、岸壁の使用が困難となることが懸念されている。。2012年完工のリハビリ事業で嵩上げしなかった西側の突起岸壁は、既にHWL時水面上に出ているのは5～10cm程度であり、必要となる対策を提案すること。

3) 岸壁、泊地の過密状況

- JICAによる事前調査時、ジャカルタ漁港には500～600の漁船が係留されており、寄港船はタグボートの先導で、係留された船の隙間を縫って水揚げ岸壁に接岸する状態であった。漁港管理者の話では、適当な係留漁船数は300程度とのことである。この岸壁、泊地の過密状況を解消するために、KKPは現在のジャカルタ漁港の北部防波堤の北側に、泊地を拡張することも検討している。他方、上記1）のとおり地盤沈下の進行する中で、さら

に大規模な投資をすることが適当であるかどうか、検討することが必要である。

- このように、容量に対して過密状態になっているのは、地方漁港に輸出用の施設の整備や加工施設が不十分なために、漁獲場所から離れたジャカルタ漁港まで水揚げのために漁船が集中するためであるとの見解がある。漁船登録情報と水産流通の実態を踏まえ、各漁船が地方漁港やジャカルタ以外の輸出漁港を母港とすることの可能性や課題（どのような追加的整備が必要か）の検討が必要である。KKP は、ジャカルタ漁港に過度に集中している漁船を地方漁港に分散し、ジャカルタ漁港の機能を効率化させることを検討している。
- リハビリ事業の時点で岸壁施設とそれにかかわる使用船舶量をどのように計画していたか確認し、現状と比較して、計画と現状の差の原因を踏まえる必要がある。停泊料の妥当性、ゾーニングなどでの改善余地についても検討する。

4) 高潮対策（北側）

- 高潮対策の一つはリハビリ岸壁上に防潮堤を整備し、その陸側を保護することであるが、あまりにも巨大な防潮堤は建設費を考えると妥当ではない。
- 設計高潮レベルをどの程度にするか、陸上の道路を盛土で嵩上げして防潮堤とするのか等が留意点であるが、NCICD の計画では+4.8m を天端とする防潮堤を整備した。天端を+4.8m とするなら、NCICD の防潮堤を延伸して漁港口に水門を構築するか、陸上にコンクリート壁による防潮堤を整備する方法が考えられるが、費用がかかりすぎる点が留意点である。
- 陸上の防潮堤の場合、周辺施設の出入口に留意する必要がある。KKP は西護岸の延長上にある北防波堤の嵩上げの必要性やその形状（ルート）、代替係留地を検討したいとしている。
- NCICD 防潮堤の延長及び陸上の道路を盛土で嵩上げする場合は、KKP が PU に具体的対策案を提案し、PU の NCICD 予算で対応できる可能性があるとの由。

5) 洪水対策

- 設計降雨強度を定め、洪水の表面流入範囲を確認し、洪水量を検討する際、ジャカルタ漁港の地形水準測量、NCICD の計画、ジャカルタ市の計画も考慮する必要がある。洪水の表面集水、排水量を踏まえた排水路、及び同排水路に基づく排水ポンプ能力が必要となる。
- ポンプ場は東西にあるが経年劣化により能力が低下している。ポンプ場から NCICD の防潮堤外への排水管は配備されているが、この容量及びポンプ場前の貯水池の容量が不足している可能性が高く、必要な容量を検討すること。なお、陸上に防潮堤を建設する場合は、排水経路を十分に考える必要がある。なお、現在の処理能力は、2012 年のリハビリ事業完工時に比べ、東側のポンプは 1500m³/日→1000m³/日、西側ポンプは 750m³/日→450m³/日に低下している。直近では 2017 年 2 月に、ジャカルタ北部で降雨（180mm/h）により大規模な洪水（浸水被害）が発生した。

6) 汚水処理施設

- 既存の汚水処理施設は現在、設備の経年劣化や維持管理の問題で処理の途中でオーバーフローさせており、完全処理して排出されていないようであ

る。加えて、整備当時（1000m³/日）の40%の能力しか機能していない。汚水経路（特に加工場からの汚水経路）、現状の排出量を確認し、将来排出量を踏まえ、リハビリ、能力増加の計画を検討する必要がある。

7) 港内係留地

- 港内係留地は、現在、ポリ袋、ペットボトルなど多くのゴミや油が浮遊している。港内水域を清潔に保つため、必要概念と現施設の状況を確認し、課題を抽出する必要がある。KKPへの聞き取りによると既存の港内海水交換・水質浄化システムについては、海水が逆流するため出入口を閉鎖したとのことである。
- 現在の施設は洗浄というより泊地の海水を港湾外に排出することで海水を交換することを主体に、泊地の海水品質改善を目指したものであるが、より積極的に泊地のCOD（Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量）、BOD（Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量）を改善することが望ましい。また、KKPは、現有の施設（貯水池）は海水が入ってくる原因となっていることもあり、敷地内雨水排水（機械式）に必要な容量を残して埋め立てるなどして他の用途を考えた方がよいと考えている。
- 代替案としては、現状の海水につき、浚渫船等を使って海底堆積汚泥を撤去し海水浄化を行い、まずは今までの泊地の環境改善を行い、その後はソフト支援（ゴミ回収船、トイレ整備等）で対応、汚染水が泊地に流入しないシステム（汚水を確実に汚水処理場に排水する）を新たに導入するといった対応策を検討する。

8) 地盤沈下に対するインドネシア政府及び他ドナーの取組関連（NCICD）

- ジャカルタの地盤沈下については、PU、BAPPENAS、DKI Jakartaに加え、オランダ及び韓国の支援により、高潮対策、地盤沈下による浸水対策を含むジャカルタ沿岸の再開発マスタープランの策定作業がNCICDのもと進められている。
- 高潮対策の一環で、防潮堤の建設がジャカルタ北部で順次進められており、ジャカルタ漁港では、東側護岸はDKI Jakartaがシートパイルによる防潮堤を、西側護岸はPUがスパンパイルの防潮堤を整備済（いずれも高さ4.8m）。
- NCICDでは、こうした防潮堤に加え、ジャカルタ沖合の計画として2030年からジャカルタ北部の沖合を囲う巨大防潮堤（ジャイアント・シーウォール）計画も検討中であるが、計画段階であることに鑑みて、KKPは本調査にあたってジャイアント・シーウォール計画は考慮不要としている。但し、必要に応じてNCICDの進捗状況を確認することは妨げない。

9) 確認プロセス

KKPに対し、本調査の進捗や結果について説明・報告を行う際には、事前にJICAと十分に協議すること。現地調査中の場合は、メールでの報告、要すればJICAインドネシア事務所においてTV会議を通じて、JICAに報告・相談すること。

なお、特に以下の段階においては、JICA関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① インセプション・レポート作成時

分析の項目・レベルや関係資料についてJICAと十分に協議・確認する。

② インテリム・レポート作成時

第一回現地調査結果概要、技術的提案の方針及び報告書の記載内容、分析

結果等につき、当機構と十分に説明・協議する。

③ ドラフト・ファイナル・レポート作成時

第二回現地調査結果概要及び報告書の記載内容、分析結果等につき、当機構と十分に協議・確認する。

④ 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要、ドラフト・ファイナル・レポートに係る関係者のコメントにつき説明・協議する。

4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、プロポーザルの中で提案すること。

【国内準備作業（2019年3月中旬）】

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

既往の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する方針、方法論、調査項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

(2) インセプション・レポート（案）の作成

1) 上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。なお、インセプション・レポート（案）には、以下の内容を含めること。

- 調査の背景、経緯
- 調査の目的
- 調査の方針
- 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- 調査団員の作業および作業期間
- 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- 提出する報告書とその目次案
- JICA への便宜供与依頼事項

2) インセプション・レポート（案）の説明・協議・最終化

- JICA 事務所、東南アジア・大洋州部、農村開発部と、テレビ会議システムを介して会議を開催し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICA の承認を得る。

【第一回現地調査（2019年3月中旬～4月中旬）】

本調査では、以下の項目につき、事業の進捗状況に応じて随時情報収集・確認、課題の分析を行うとともに、具体的に技術的検討を行う。

(1) 情報収集・調査・分析

以下の調査の一部は現地庸人または現地再委託による調査を想定しているが、調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）についてはプロポーザルにて提案すること。

1) インドネシアの水産流通・水産統計の現状・課題等

下記調査は既存のデータの分析に加え、要すれば漁船、加工場卸売市場・等へのインタビューを行って調査すること。これら調査結果は、ジャカルタ漁港の混雑緩和対策に加え、今後のJICAインドネシア水産セクター開発における協力の可能性及び実施中案件の効果の更なる発現のための手法を検討する際に参照する。

- インドネシア主要漁港別水産物統計（上記3（2）の調査対象地域に含まれている地方漁港の統計を含む）を整理・分析する。
- ジャカルタ漁港内の主要取扱水産物に関する水揚げ、陸揚げ搬入、加工、陸上・海上搬出などの水産流通加工全体の規模（取扱量）と流れ（フロー）を整理・分析する。
- ジャカルタ漁港内の加工場、水揚げしている漁船、漁業会社の関係を整理・分析する。（港内係留地の混雑緩和のため、地方漁港への漁船の移転を念頭に調査すること。）
- ジャカルタ漁港における水産統計手法の現状、問題点、課題点について、特にかつお・まぐろ類やその他主要漁獲物の統計整備も念頭に入れて調査すること。

2) ジャカルタ漁港の漁船の登録状況

本調査項目では、既存のデータの分析に加え、要すれば漁船へのインタビュー等を行って調査すること。

- 登録漁船数、漁船のサイズ、漁船の種類、停泊履歴、水揚げ履歴、漁場、市場（販売先、輸出先）、加工場の所在地（ジャカルタ漁港内以外も含む）等。これをもとに、港内の係留地混雑の緩和のため、漁船の地方漁港への移転先の候補地を検討する。
- 漁船の停泊状況につき、休漁期における停泊、漁船の修理（小規模・大規模）、出漁準備、その他船舶の停泊理由及び停泊期間を分析する。これをもとに、港内係留地の混雑緩和のため、停泊漁船のゾーン管理、季節ごとの岸壁利用の調整の可能性等を検討する。
- 漁船停泊時の作業員または乗組員数を確認する。これをもとに汚水の泊地への排出量を分析する。
- 無償案件「離島における水産セクター開発計画」で対象となっている6島（サバン、ナツナ、モロタイ、サウムラキ、モア、ビアク）及びその周辺海域を漁場とする、ジャカルタ漁港を母港として登録している漁船の登録状況（漁場、漁業シーズン、魚種、加工形態、市場等）については、別途整理する。

3) ジャカルタ漁港の自然条件

<現地再委託による調査>

- 地下水利用に起因する地盤沈下の影響を受けていないベンチマークを確認し、それをもとにCDL（Chart Datum Level）を確認し、これによって地形測量、水準測量を実施する。
- 平面測量
- 深浅測量を実施し、海底堆積物の層厚及び底質調査泊地海水の水質等。

<既存データを収集のうえ提案>

- 設計波浪、設計高潮、設計潮位、洪水強度

- 4) ジャカルタ漁港の地盤沈下状況の分析・予測
 - 上記3(6)1)参照。2009年に円借款で設置した基準点等、過去のデータを同じ基準点系で比較し、かつジャカルタ地区の地盤沈下に関する調査報告書等も参照した上で、今後の地盤沈下速度に関して考察し、設計地盤沈下速度を提案する(場合によってはジャカルタ漁港の場所によって異なることも考えられる)。
- 5) ジャカルタ漁港の利用状況の現状・課題等
 - 施設の最適規模の検討のため、利用状況を調査する。
 - 入場者数及び入場者料、消費水量、汚水排出量、電気消費量、廃棄物量(これらは漁港と加工場など後背施設で求めるのか、現在のユーティリティ施設がどの範囲をカバーしているのかも確認し、これに合わせて調査・分析する必要がある)、雨水排水量(これをもとに排水ポンプ場の適切な容量を検討する)。
- 6) ジャカルタ漁港の各ユーティリティ設備の現状・課題等
 - 上下水、汚水処理、給電、雨水排水、泊地海水浄化、海水滅菌、淡水化、廃棄物処理等の施設の現状・課題(維持管理体制含む)を調査・分析する。この調査結果をもとに、上下水、電気、廃棄物処理等のユーティリティ設備についても、本調査に含むべきか検討し、JICAに相談のうえ、KKPに提案する。
- 7) ジャカルタ漁港の施設整備体制・維持管理体制のレビュー
 - ジャカルタ漁港はKKPのDG of Capture Fisheriesの出先機関である漁港管理事務所と水産公社PERINDOの2つの組織によって運営管理されている。KKPは非営利施設(防潮堤、道路、汚水処理・排水施設等)を管理し、PERINDOは商業施設(停泊地、冷凍庫、船舶修理施設、公共建築物、上水道等)を管理している。KKPとPERINDOの業務の役割を調査・分析する。
 - ジャカルタ漁港の運営維持管理、Development Planの執行におけるインドネシア政府側の体制に関する情報(組織・人員体制、予算措置状況、執行能力レベル、体制持続性など)の収集・分析を行う。
- 8) 地方漁港
 - 地方漁港の登録漁船情報。
 - 漁場から離れているジャカルタ漁港に水揚げする理由のひとつは、ジャカルタ漁港の後背地に企業の加工施設が集中しているからである。上記2)のジャカルタ漁港に水揚げしている漁船の登録状況から、漁場、漁獲運搬船の転載地、加工場の場所等を調査し、地方への移転が可能な漁船及びその移転先を検討する。
 - 上記3(2)のとおり、西ジャワ州の漁港(Cirebon及びKarangatu)に加え、移転先の候補地として、輸出拠点のなりうる漁港(Medan、Bitung、Bungus)や漁場に近い漁港(Ambon、Tual、Kendari)のうち3つの漁港、計5漁港を選定し視察する。同漁港の利用状況、運営体制、既存施設の現状、同地方漁港の地域の流通網等を調査し、漁船の移転が可能か分析する。

(2) 技術的検討

上記（１）の結果を踏まえ、以下の項目を検討する。

1) ジャカルタ漁港の現状と課題

上記で調査した情報から、ジャカルタ漁港の現状と課題、問題点を分析・整理する。

2) ジャカルタ漁港の事業規模の将来予測

2030年の漁港の在り方につき、①漁業活動、②水揚げ量、③漁獲物取扱量、④入場者数等につき、将来計画を検討する。

3) ジャカルタ漁港の基本課題につき、改善・改修に向けた対策案の提案

- ジャカルタ漁港の基本課題につき、2030年をターゲットとした改善・改修に向けた対策案を検討する。

【第二回国内調査（2019年5月）】

(1) 上記【第一回現地調査】（1）情報収集・調査・分析の結果を踏まえ、ジャカルタ漁港の課題を整理する。

(2) 上記【第一回現地調査】（2）技術的検討の方針につき、JICAと相談・調整のうえ、完了していない調査につき引き続き調査・分析を行う。

(3) インタリム・レポートの作成

第一回現地調査までの調査結果をまとめる。

【第二回現地調査（2019年6月中旬～7月下旬）】

(1) インタリム・レポートの説明

KKP関係者に対し、インタリム・レポートを説明し、KKPのコメントを得る。

(2) 技術的検討

1) 上記【第一回現地調査】で完了していない情報収集・技術的検討につき、引き続き調査を行う。

- 漁港改修工事に係る具体的提案（漁港管理の課題に対する改善案、各施設の改善計画、参考仕様、事業規模等）及び運営維持管理体制につき、上記の留意点を踏まえて検討する。

2) KKPが雇用するコンサルタントが策定するF/S（但しプレF/S相当）（別途雇用されるDevelopment Plan及びDD策定のためのローカルコンサルタントのTOR案を含む）の内容をレビュー・分析する。

なお、（2）の検討については、以下のことを留意すること。

- 実施すべき施設の改善・改修工事の実施における課題や懸念、実施機関（KKP）に関する課題や懸念について整理する。
- 各改修工事計画に係る環境社会配慮については、KKPコンサルタントが対応する。
- 自然災害についても何らかの見解を示すこと。どれくらいの頻度で、どのような規模の自然災害が発生し、それによってどのような危険が起りうるか、その危険にどのように対応するかについて検討する。

(3) ジャカルタ漁港の長期的開発（2030年以降）の可能性の検討

関係者へのヒアリング及び既存資料を分析したうえで、2030年以降の長期的に考えられるジャカルタ漁港の開発の可能性を整理し、対策を評価する。なお、長期的検討には以下のことが考えられる。

1) 既存岸壁の嵩上げ

上記3（8）のとおり、既存の岸壁は西側の突堤式岸壁を除き、2034年頃まで活用可能であるものの、2030年以降の岸壁の高さにつき、KKPの意向を確認し、適宜必要高さを設定のうえ、岸壁の嵩上げを検討する。

2) ジャカルタ漁港の拡張

ジャカルタ漁港の拡張としては、ア) 西側の既存係留岸壁を延長する、イ) 新たに泊地を整備するなどの案が考えられる。泊地整備場所としては、ジャカルタ漁港の北側防波堤の北側、漁港の東側などの案がある。但し、地盤沈下とNCICD計画を考慮したうえで、費用対効果及びKKPの意向も踏まえ、追加泊地または係船岸壁の必要性も含めて対策を検討する。

3) 地方漁港への移転

上記で検討したジャカルタ漁港の一部漁船を地方漁港に移転させるに際し、地方漁港で追加的に必要な施設の改修・整備や運営体制の改善、課題等を検討する。

(4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

【第三回国内調査（2019年7月中旬）】

(1) ドラフト・ファイナル・レポートにつき、JICAへ説明及び内容の修正。

これまで実施した本調査のすべての結果をとりまとめたうえで、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA及び本邦関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。なお、同レポートでは調査結果の全体成果を提示することを想定する。

【第三回現地調査（2019年8月上旬）】

(1) 関係者向けワークショップの開催

ドラフト・ファイナル・レポートをインドネシア側関係者（KKP、PERINDO、PU、BAPPENAS、DKI Jakarta）に説明し、レポートの内容改善に資する意見を得るため、ワークショップを開催する（開催場所はKKP本省またはジャカルタ漁港の会議室を活用。50人規模の会議で必要経費は本見積に含める。）。

【国内整理作業（2019年8月下旬）】

(1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後にJICA等が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

(2) ファイナル・レポートの作成、説明・協議

ワークショップでの議論、本邦及び先方関係者からのコメントを検討のうえ、必要な個所については改訂し、ファイナル・レポートとしてとりまとめる。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、3)を最終成果品とする。最終成果品の提出期限は、2019年8月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 報告書

1) インセプション・レポート

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程等

提出時期：業務開始後10日以内（2019年2月下旬を想定）

部数：英文10部、和文10部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) インテリム・レポート

記載事項：第一回現地調査までの結果をとりまとめたもの。

提出時期：2019年5月下旬（第二回現地調査前）

部数：英文10部、和文10部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2019年7月中旬（第三回現地調査前）

部数：英文15部、和文10部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2019年8月下旬

部数：英文15部、和文10部（製本）

電子データ：CD-R（英文・和文を格納）5部

各報告書には、要点10ページ程度にまとめた和文及び英文のプレゼンテーション用資料を添付すること。その他、C/P機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(2) その他提出物

1) 議事録等

インドネシア側関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議事の議事録を必要に応じて作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者の内容の確認等を行った上で、実施日を含む1週間以内を目安にJICAに提出すること。

1) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

3) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、ジャカルタ漁港や地方漁港の現状等が明確に把握できるものを収めるとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

部数：電子データ 2部（jpeg形式）

4) その他

上述の提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速

やかにこれに対応すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は、2019年3月中旬に開始し、2019年10月下旬の終了を目途とする。2019年3月中旬に国内事前準備、2019年3月中旬から2019年8月上旬までの間に現地調査を実施する。

なお、2019年は、4月17日の大統領選挙投票日からラマダン（5月上旬から6月上旬）及びレバラン期間中（6月9日まで）の渡航については、安全上なるべく避ける必要があるところ、工程案作成時に留意すること。同期間中に業務上必要不可欠な渡航をする場合は、当機構に相談すること。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

約8.72M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野（案）については以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し、先方と協議することを認める。

- ① 業務主任者／水産開発・漁港管理（2号）
 - ② 水産流通・水産施設（3号）
 - ③ 港湾土木（3号）
 - ④ 污水处理施設／泊地水質／ユーティリティ
- 提案いただく業務従事者①、②、③を評価します。

3. 相手国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、弊機構または当該国の当機構現地事務所の支援を受けられるものとする。

4. 参考資料

(1) 閲覧資料

JICA円借款「ジャカルタ漁港リハビリ事業」の事後評価報告書

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_IP-519_4_f.pdf

JICA無償「離島における水産セクター開発計画」のプレスリリース

https://www.jica.go.jp/press/2018/20180731_02.html

JICA技術協力「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」のプロジェクト概要

<https://www.jica.go.jp/project/indonesia/019/outline/index.html>

5. 現地再委託

本調査において、情報収集（第3、4. 調査の内容【第一回現地調査】（1）情報収集・調査・分析の1）2）3）5）6）を対象とする。）については、経験・試験を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性及び調

査結果の質の確保に十分に留意すること。現地再委託の費用は別見積もりとする。

プロポーザルでは、現地再委託業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名（可能な限り）ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前にJICAの承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（Excelファイル、Wordファイル等）も収集の上、JICAに提出すること。

6. その他特記すべき事項

（1）関係者との連絡・確認

先方関係機関、JICAインドネシア事務所ならびにJICA本部（東南アジア大洋州部）との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

また、各段階のレポートの提出時、その他インドネシア政府側と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、JICAの確認を得たうえで、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

（2）安全管理

- 1) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所や在インドネシア共和国日本国大使館などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。
- 2) JICAインドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について、同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。
- 3) 現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- 4) インドネシア各地において小規模ながらテロ事案が散見されているところ、潜在的なテロリスクを念頭に、外務省「たびレジ」、JICAインドネシア事務所緊急連絡網への登録を徹底し、JICAインドネシア事務所の安全対策措置及び行動規範の情報提供を行い、それらの遵守を徹底すること。なお、現在ジャカルタ以外にいくつかの漁港の視察を想定しているが、調査の結果を踏まえ、JICA安全対策措置（インドネシア）において渡航に際してJICA承認が必要な地域（マルク州）を渡航することになる場合には、これら地域に渡航する前に、必ずなるべく早めにJICA本部に日程案（渡航手段・滞在先を含む）を提出し、JICAの承認を得た上で渡航すること。

（3）複数年度契約について

本業務は、年度にまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（4）不正腐敗の防止

業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

「ジャカルタ漁港情報収集調査」に係る
自然条件調査再委託仕様書（案）

1. 目的

1) 自然条件は情報収集の重要な部分を占めている。ジャカルタ漁港の現在及び将来における問題点、課題を把握するために、ジャカルタ漁港における自然条件を下記に詳述するよう把握する。

2) 調査結果はコンサルタントや CP である KKP が概略設計、詳細設計に活用できるように整理し、最終報告書にとりまとめること。

3) 以下の項目は JICA 側で一般的に考えて必要と考える仕様を示したものであるが、コンサルタントは、種々の既存資料を勘案の上、各調査項目の要否及び必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 調査項目（案）

1) 水準測量

（目的）

ジャカルタ漁港の防波堤、岸壁、埋め立て地、道路、等の施設の水準測量を実施し、現在のそれら施設の高さを確認すること、およびこれら施設の現況高さを過去の水準測量結果と比較することにより地盤沈下量をそれぞれの地点において把握し、これも合わせて記載すること。

（内容）

ジャカルタ漁港の防波堤、岸壁、埋め立て地、道路、等の施設の水準測量を実施し、これを既存の平面図に記載する。この際、ジャカルタ漁港内に存する 300m 基礎深さと言われるベンチマークを基準にすることを考える。但し、このベンチマークが沈下の影響を受けていないかどうかなんらかの方法で確認する。

上述のジャカルタ漁港のベンチマークは 2009 年に設置されたものと考えられているが、できればそれ以前の地盤沈下の状況についてもなんらかの方法で確認する。

調査項目	説明	数量・仕様
水準測量	施設の水準測量を実施し、この結果を既存のジャカルタ漁港平面図に記載する。 既存の水準測量の結果を入手し、今回の水準測量はできるだけ同じ測量点を測量することとする。もし、入手できない場合は、20m ピッチとする。 測量の基準点には、ジャカルタ漁港内の 300m 基礎深さと言われるベンチマーク（2009 年作成）を使用する。 なお、このベンチマークが地盤沈下の影響を受けていないかどうかなんらかの方法で確認すること。	水準測量、ジャカルタ漁港構内 20m ピッチ

2) 深浅測量

(目的)

ジャカルタ漁港の泊地の水深を、測量し、泊地の堆積状況を把握し、堆積量を推算する。

(内容)

ジャカルタ漁港の泊地の音響水深測量。泊地には漁船が多く停泊しており、漁港管理者に調整を依頼してもすべてを港外に出すことは困難である。従って、この音響水深測量は、xy 誤差 20 cm以下の GPS 位置測量器と音響水深測量器を搭載したボートを走行させ、位置と水深を同時に測量することで実施する。

測量結果は、10m×10m のピッチに水深を示すとともに 0.2m ごとの等深線で示す。

深浅測量結果は、ジャカルタ漁港内の 300m 基礎深さのベンチマークを元にした LWL または CDL を元に記載し、LWL、HWL との関係が理解できるように示すこと。

調査項目	説明	数量・仕様
深浅測量	泊地の深浅測量を実施し、泊地における堆積状況を把握する。結果は、10m10m ピッチの水深および 0.2m ごとの等深線を記載	水準測量、ジャカルタ漁港構内 20m ピッチ

3) 底質調査

(目的)

ジャカルタ漁港泊地の底質を分析する。

(内容)

ジャカルタ漁港の泊地のかく乱しない底質（表面から 15 cm 程度の厚）を港奥、港中央、港出口の 3 個所で採取し、室内試験で底質を分析する。サンプルは 1 地点当たり 2 本以上とする。調査法及び調査項目は環境省「底質調査方法」に従うものとする。

4) 水質調査

(目的) ジャカルタ漁港泊地の水質を分析する。

(内容)

ジャカルタ漁港の泊地の港奥、港中央、港出口の 3 個所で採取した水を、室内試験で分析する。サンプルは 1 地点当たり 2 本以上とする。調査法及び調査項目は環境省「底質調査方法」に従うものとする。

調査項目	実施対象	調査項目	数量・仕様
水質分析	港奥、港中央、港出口それぞれ 1 箇所、2 試料ずつ	大腸菌または糞便性大腸菌群、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、マンガン、塩化物イオン、有機物 (TOC、COD)、pH、電気伝導度、臭気、色度、ヒ素、フッ素、カルシウム及びマグネシウム等	3 箇所 × 2 試料